

3. 多問題家族の分析視点を通して見た現代的援助方向

(1) 多問題家族を生み出す一般的背景

今日のわが国において、家族の問題は、社会状況と関わりながら親子の関係を通してその養育や母子関係を媒介としながら、家族の機能を衰退させる要因が多様な形で存在している。最も基本的な問題は、社会生活上の問題として、表面上は消費生活自体が豊かになってきているととらえられがちであるが、実際の生活基盤は、経済的に不安定な世帯が増加してきている。さらに、社会生活上での困難な問題に対して、多様な生活支援のための制度が作られていながら、その情報にアクセスすることができずに問題を抱え込んで、より複雑化して初めて制度のあることを知るといようなこともしばしばである。つまり、日常的な子育てを進めるには、本来地域社会の援助が不可欠でありながら、挨拶程度はしても何か頼み事や相談事ができるような近隣関係や地域援助は得にくくなっているのが実情であろう。

このような問題は、エンゼルプランに代表されるように、子育て段階での様々な問題に対応するための制度が拡充されながらも、このような制度と問題を抱えている家族とのマッチングが必ずしもうまくいかないという問題が背後にあるからであろう。その最も大きな問題は、日常的に相談できる機関や場所の提供というソフト面でのサービスの不十分性が指摘されなければならないであろう。近年児童相談所での電話相談も盛んであるが、本来子供自身に関わる相談を想定していたものが、相談内容を見ると母親自身の不安を解消することに重点が置かれる相談も多くなっている。さらに、その内容は、自分のことについて誰かと話したい、あるいは聞いてほしいというものである。このように、現代社会における家族の問題は、子育てに象徴されるように、それに関わって相談相手がいないことは、抱えている問題が単に解決されないというばかりではなく、相談相手がいないことにそれ自体によって抱えている問題の深化が進んでいると見ることもできよう。

以上のような問題状況は、地域社会から孤立し、社会的な支援が受けられないため問題は慢性化し、そのために家族内の葛藤や家族間のストレスが強まることになる。その結果は、児童の放置や虐待、子供の発達に及ぼすマイナスなど、問題状況は「多問題家族」の予備軍、あるいはそのものとなって我々の前に現れてくることになる。

(2) 現代の多問題家族をどのように認識するのか—多問題家族に対する援助の方向—

児童相談所の特徴は、非行問題や虐待などの事例に関わって、法律上相談の意思がなくても家族に関わる機能を持っており、多問題家族に関わるものが比較的容易な公的相談機関である。このような役割を積極的にとらえて、児童相談所の児童福祉司との共同研究として行われた多問題家族への援助の特徴から現代的問題を整理しておくことにしたい。

多問題家族に対して児童相談所が関わる基本的視点の第1は、経済生活を見ることである。具体的には、これらの世帯の子育てにおける困難や生活問題の根幹には貧困を基盤として生じた問題であることが多いからである。従って、多問題家族への援助は、その世帯の経済的基盤の確立とともに、その安定を目指したものであることが大切である。

第2の視点は、社会関係とりわけ社会的機関との関係の調整や構築を考えた援助が重要である。多問題家族の多くは、問題を抱えて社会的な機関と関わりながらも、適切な対応を受けられなかったり、逆に強いスティグマを受けてきた経験を持っている。事例を通じ

て示された内容は、手当の手続に行って、役所の人の「こんなこともかけないのか」といわれたとか、保育所の入所手続で給与所得証明の提出ができていないと怒られたり責められたりした経験が、強い福祉事務所に対する不信感につながっていたりすることがあった。従って、社会機関などが、家族との継続的関係を維持することに努力をし、これをきっかけにその他の機関との関係を構築していくことが必要である。具体的には、手当制度の申請に同行して制度を受けることができるまで関わることなど、目に見えるような形で援助を進めていくことである。

第3の視点は、家族の持っている「力」を肯定的に理解すること、いわば家族の持っているエンパワーメントを引き出していくということが大切である。確かに多問題家族は、問題解決に対して消極的であったり時には無関心であったりするため、援助の手がかりを見いだすことが難しい面もある。特に子供自身への対応では、いくつかの家族の子供の場合、従来反社会的あるいは非社会的問題行動を取ることに對して、その問題行動の有無や程度を軸に把握するだけに終わってしまうことが多かった。しかし、このような問題行動は、本来学校や地域でのいわば自己実現の場をもてないため、問題行動へその思いを振り向けてしまっているということを理解することである。このような子供に対しては、子供の生活を見つめながら、現在あるいは将来の夢や希望を本人自身の言葉で語らせるとともにじっくり聞く役割をケースワーカーが果たすことである。このような試みは、社会機関や大人という存在に対する不信感を減退させるとともに、その子供自身が主体的に自分を見つめ考える機会を提供するという意味を持っている。

第4の視点は、援助を提供する様々な機関や施設との間で連携をはかることが重要である。多くの場合には、ある一つの機関や施設だけが、当該多問題家族との関わりを持っているだけで、結果的に抱え込んでしまったり、振り回されて、かえって問題の解決とは逆の方向に行ってしまうかもしれない。その典型は、実際には多くの機関や施設が関わりながら、バラバラな援助を提供しているため、かえってその家族ほどの機関の、あるいは誰の援助を受ければよいのか混乱してしまうことになる。その結果、多問題家族は、問題解決の意思を見いだせず、かえってみんなが勝手なことを行って我々の生活に無責任に介入しているだけであるという認識をさせてしまい、結果として社会機関への不信感を増大させてしまうことにもなりかねない。そのような状況に陥って初めて、関係機関は気づくことになるのだが、その時には、援助を提供する機関や施設の打ち合わせや連携という方向に進まず、責任の押し付け合いになり、連携とはほど遠い状況を生み出すことさえあることに注意するべきであろう。

このような事態を防ぐには、機関や施設における日常的な連携をするためのネットワークを確立することが必要である。しかし、ネットワークを作り上げていく場合には、当然ながらそれぞれの機関や施設は、法律に基づく機能や役割を有しているわけだから、いわばフォーマルな連携が必要となる。このようなフォーマルなネットワークは、機関や施設の代表者レベルでの会合という形で行われることが一般的であるため、個別の事例に対して特別な対応を行うということではなく、むしろ機関や施設の機能や役割に基づく分担を明確にし、それを基本的には確認するというレベルで良いであろう。しかし、このようなフォーマルなネットワークでは、個別の事例には十分に対応できないため、個々の家族ごとに援助の手順と役割分担を行うことができるような、「現場のワーカー」レベルで中心

に構成されるインフォーマルなネットワークが支えるような体制（システム）を構築していくことが最も必要となろう。

ここでは、以上4つの基本視点を提示したが、個々での議論は児童相談所を中心とした事例の研究を通して検討された視点である。一面的には、そのような理由から限定されているという見方もあるが、福祉事務所は、児童相談所と同様に多くの多問題家族との関わりを持つことも多い。児童福祉法の25条では、要保護児童発見者の通告義務が規定されており、福祉事務所や児童相談所に対して発見者は通告することとされている。また25条の2では、福祉事務所の採るべき内容が規定されており、福祉事務所と児童相談所の連携は法的にもあるいは実際的にも両者がどのように関わるのが大切であるかを示している。しかしながら、連携という点では、生活保護や児童扶養手当制度などの適用に当たっては福祉事務所が行うため、その家族が児童相談所の関わりを持っていることさえ確認しない場合も多い。また、生活保護法の適用にあたっては、児童相談所からの緊急的な対応を求めても福祉事務所での対応は急迫保護を実施すべき必要性を理解せず、申請の段階で保護の適用とならず、ぞどうそうあんしよと福祉事務所のワーカー同士の不信感を増大させることもしばしば見られる。

このようなことを見たり聞いたりするごとに、両者の機関の連携と役割分担の必要性が求められなければならないことは言うまでもないであろう。このような問題への対応策を含めた連携のための一つの分析視点として、本稿の事例で示してきた多問題家族に対する援助の方向をさらに具体的な形で研究していくことが必要である。

<主要参考文献>

- 小松源助 「St. Paul における Family Centered Project についての考察」日本社会事業大学研究紀要12集
- 同 「多問題家族の社会的昨日様式とその異動の評価方法についての考察」日本社会事業大学研究紀要13集
- 同 「イギリスにおける『多問題家族』への接近をめぐる諸問題」日本社会事業大学研究紀要14集
- 同 「多問題家族へのアプローチをめぐる動向——イギリスにおける Family Service Units の貢献——」日本社会事業大学研究紀要28集
- 小松源助・仲村優一・根本博司、畠山龍郎編 『多問題家族へのアプローチ』有斐閣
- 仲村優一編 『ケースワーク教室』有斐閣
- 黒川昭登 『家族福祉の理論と方法』誠信書房

なお、本稿2及び3の児童相談所における多問題家族の事例は、神奈川県のある児童相談所の協力を得て、1998年から1991年にかけて行われた事例分析の資料を基にしたものである。この研究についての報告書は公刊されていないが、その一部は、1989年第37回日本社会福祉学会で「多問題家族に対する地域ネットワークに関する研究（その1）および（その2）」として発表している。

<別紙1>多問題家族の診断スキーム

(セントポール士の家族中心計画委員会による概要)

1. 住居と家族の取り仕切り
 - ①物理的条件
 - ②家政の水準
2. 家計のやりくり
 - ①家族の収入
 - ②就業状況
 - ③金銭の使い方
3. 社会活動
 - ①インフォーマル集団
 - ②フォーマル集団
4. 保健状態とその行動
 - ①健康上の問題
 - ②健康管理
5. 子供の養育としつけ
 - ①身体面の保護
 - ②しつけの方法
6. 家族の相互関係とまとまり
 - ①夫婦関係
 - ②親子関係
 - ③兄弟姉妹関係
 - ④家族のまとまり
7. 個人の行動と適応
 - ①パーソナリティと観察された行動
 - ②社会的役割の遂行状況
8. 家族ケースワーカーとの関係
 - ①ワーカーに対する態度
 - ②ワーカーの活用
9. 地域社会資源の活用
 - ①学校
 - ②協会
 - ③医療機関
 - ④社会機関
 - ⑤レクリエーション機関

<別紙2>多問題家族の諸側面（A）とFSUの実態調査（B）の比較

多問題家族の諸側面	FSUの実態調査の内容から
ケースの通告者、他機関の関わり	他機関からの送致が、129 家族中 126 家族で、送致時まで平均3.4人のワーカーが関わる
家族構成	両親と子供――112家族（86.8%） 母親と子供――12家族（13.2%）
子供の数	出生した子供の数は平均5.2人 調査時存命の子供の数 平均4.1人
社会階級	最低（Ⅳ－41.4%、Ⅴ－38.3%）
所得（国家扶助の受給）	最低限又はそれ以下（22%） 最低限以上だが50%まで（35%） 国家扶助長期需給家族（12%）
夫と妻の児童期に受けた家族経験	親との死別・生別、施設生活経験、親の疾病・夫婦の不和、虐待・拒否・過保護等
婚姻関係 夫婦関係	両親のいる家族112中102家族が正式婚 10家族は内縁 不和・性的問題・異性関係・周期的遺棄
健康状態	身体的状況・精神的状況
親の犯罪歴	もっている家族――63%
子供に対する親の扱い方	身体的放任・虐待・ひどい扱い方・その他親子関係の問題
18歳未満の子供の示す健康と適応上の問題	身体的疾患・知的発達の遅延・非行就学もしくは就労上の問題・情緒的適応上の問題

貧困の世代的再生産分析の研究

北大 青木 紀

2003年3月18日

1 問題意識

- ・ 貧困の再生産と世代的再生産
- ・ 先進国と中進国・途上国
- ・ 先進国における構造的要因の存在（「家族依存」）*エスピン・アンデルセン

2 方法

- ・ 家族の歴史的再生産過程へのこだわり *従来の研究（影響論、イギリスとアメリカ）
*インテンシブな質的研究しか戦えない？
（と同時に同じ問題を抱えている、「家族の価値」論議）
- ・ その含意：①社会における「家族の位置」（個人の環境としての家族、社会組織・制度の単位としての家族、「家族資本」）・・・「縮図化された社会としての家族」を通じて問題が発現、②不平等論一般はあっても、「家族依存」との関連で貧困・不平等はどこまで問われてきたか。③ソーシャルワークと社会政策・社会学一般との、拠って立つ基盤の差をどう考える

3 B市における実態分析

結論：貧困の世代的再生産の「概念」（イメージ）

4 貧困の世代的再生産分析の社会的意義

- ①「継承されているように見える貧困」「見えないでいる貧困」の内実を明らかにする。そのことを通じた「関係者」「国民」への貧困認識の問題提起。
- ②生活保護制度など公的扶助制度の性格規定を、貧困から抜け出そうとする苦闘の歴史過程の分析と再構成を通じて、よりはっきりさせるための材料提供。
- ③もろい家族に依拠して「問題」を解決しようとする脆弱な政策ではなく、家族を安定させる政策の構築への貢献が、セラピーやカウンセリングを生かす。障害者問題と社会病理研究などとの溝を埋める。
- ④「富の世代的再生産」との関連で社会的不平等を問うことにつながる重要な位置にある。とくに貧困は「障害」とであるという視点を明確にしうる。

貧困の世代的再生産の構造（2）

－B市における実態－

青木 紀

Reproduction of Intergenerational Poverty (2): A Case Study of Female Headed Families in a Northern City of Japan

【要約】 貧困の世代的再生産あるいは継承とは、現象的には、2世代以上にわたって社会的に受容できないほどの貧困な生活状態が続くような状況が、ある集団あるいは層として形成されている状態を言う。その現象はまた、福祉や教育の供給における「家族依存」の性格を強く持った社会制度の破綻をも意味する。ここでは、先に分析したA市に続いてB市を対象に、生活困難な状態にある母子世帯の実態分析を通じて、その実証を試みた。

【キーワード】 貧困の世代的再生産、生活保護、母子世帯

はじめに

貧困の再生産と本稿のいう貧困の世代的再生産とは、重なる部分・内容を持ちつつも、異なった概念である。

端的に言えば、そこにある問題意識は、貧困という現象が絶えず生まれ、貧困層が存在していたとしても、その貧困層内部の構成が入れ替わり、たとえばミドルクラスとか、それに近い階層との交代が世代的にも流動的であれば、「貧困の世代的再生産」という概念は生じないし、そのことが社会的問題とはならない。

これに対して、貧困の世代的再生産あるいは継承とは、現象的には2世代以上にわたって、社会的に受容できないほどの貧困な生活状態が続くような状況が、ある集団あるいは層として形成されていることを意味している。そして、それが社会的にも問題になっている場合には、さまざまな対策が採られることとなる。その背後には、とくに「機会の平等」といった概念に関わった問題意識が背景にある場合がある。その限りでは、これは主として「豊かな社会」での問題意識でもある。その典型は、先進国ではアメリカの1960年代以降の貧困対策の展開に見ることができる。しかし同時に、この問題は社会的に隠されるという特徴もある。それを生み出す要因は、たとえば機会の平等、家族責任、中流意識といったレトリックの蔓延などである。またこれは「豊かな先進国」における問題意識としたが、いわゆる途上国（非先進国）の場合、封建制の残存と関わって、世代的再生産という視点からすれば、それが階層・階級の固定的な再生産構造として「当たり前」もあり、いわば基本構造となっているといえる（たとえば代表的には、インドのカーースト制度など）。さらにたとえば、両者の文化が錯綜した場合、文化人類学などから「貧困の文化」として1)、あるいは社会学からは「構造とハビトゥス」の関係の問題として2)、

しばしば似たような関心に下に、このような社会状況が議論されてきたのは周知のところである。

しかしいずれにしても、先進国といわれる国々を対象に見た場合、もしもそこに貧困の世代的再生産という現象が確認され、国によってその現象の質と量に差異があるとすれば、ある構造的な要因がそこには横たわっていると考えても間違いのないと思われる。筆者が持ち続けている、その国の家族と社会福祉・社会保障のあり方と関連した関心はそのことに関わっている。この場合、とくに比較福祉国家という視点に注目することが近年の流れであるが、その中でわが国も紹介されているエスピン・アンデルセンの研究は興味深い示唆をもたらしている³⁾。彼の言う、国家、市場、家族というリンクにおける「家族依存」の強弱に関わる、福祉国家「レジーム」概念はこのことに関わるし、それらのあり方はまた、いわゆる社会的流動性の実現、平等の実現とも関わった問題意識の上にある。

ここでは、すでに報告した「貧困の世代的再生産の構造(1)」(2000年3月)の延長線上に⁴⁾、最近のわれわれの問題関心を加えつつ、北海道のB市を対象にした実態分析を報告する。この場合、整理の視点でも重視したのは、一般に貧困な状態を直接的に生み出しているのは社会の再生産の主導的メカニズムとしての現代資本主義、市場経済のあり方そのものにあるとしても、家族の世代的再生産の歴史過程そのものが概していかに不利な状態を次世代に継承させていくかといったことに、とりあえずはこだわってみたことである。その含意は、何らかの「結果の平等」の実現はもちろんのこと、むしろそれ以前の「機会の平等」へのアクセスの不平等(いわゆるライフ・チャンスの不平等)の問題が、「個人の環境としての家族」「社会組織(制度)としての家族」の強弱を通じて、なお大きく影響されているのではないかと、ということでもある。すなわち、そのことが市場経済化の推進と一体となって(市場経済を通して)貧困・不平等をより拡大・顕在化させてきているのではないかと。

このことは当たり前のことかもしれないが、貧困の世代的再生産の分析には欠かせない視点であり、あまりにも実は(とくに貧困問題と関連させては)「問われない」で推移してきた議論ではないかと思うからである⁵⁾。子どもが長じて大人になる。そこに至る過程でどれだけ「個人に責任のない範囲」で家族の不利を継承し、それをまた「家族依存」の性格を持つ国家政策(社会福祉・社会保障政策を含んで)が促進し、しかし同時に「中流幻想」によってそれが覆い隠されてきたか(不平等や社会的公正が問われないできたか)。これらを実証することによって、まず緊急になさなければならない諸課題と、さらに「できる」平等の実現(「機会の平等」の実質化)に向けてなされなくてはならない諸課題、あるいはすぐには実現困難な課題というように、その関係は明らかされなければならない。すべてが同時に解決できればそれに越したことはない。しかしなお身近のところでも問うべき実行可能な不平等・貧困解決の課題はあるというのがここでのスタンスである。

なお調査地は、人口15万を超える、道内の地方中核工業都市の一つであり、札幌市からさほど遠くはない位置にある地域である。前回の同様の調査が旧産炭地であったのに

対して、石炭産業の解体にともなう余剰人員を受け入れる計画で工業展開を企画してきた B 市である。調査方法としては、地元社会福祉協議会・民生委員協議会の協力により「生活に困難を持つ母子世帯調査」として 2001 年 8 月から 10 月にかけて行われた。調査者は文部科学省研究補助金（基盤研究 B：子どもを持つ生活保護世帯に対する教育福祉的介入に関する研究）を受けた教員と大学院生であった。

1 調査世帯の概況と貧困の世代的再生産の現象的「事実」

まず、この調査に応じていただいた母子世帯の一覧表（表 1）を、本稿が視点とする貧困の世代的再生産の現状の一部が目に見え、そのプロセスが想像される形で、そして現在の状況を生活保護受給及び就業状況を中心とした指標で大きく 3 分類し掲載しておく。これらの聞き取り事実及びその整理は十分とはいえないにしても、さしあたりその表象を印象づける試みである。

なおここに掲載した調査世帯数 28 は、調査を実際に受け入れていただいた世帯であるが、このほかに事前に社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会を通じてお願いしたのは約 50 世帯くらいであり、その後先方から「承諾を受けた」としてわれわれに提出されてきたのは 37 世帯であった。また、調査を受け入れていただいた 28 世帯のうち 5 世帯は、フルタイム就業の母子世帯として後日別ルートで紹介していただいた世帯であることから、結局 14 世帯は民生委員が訪問した時点では受け入れを承諾していたが、その後調査期間中にはお会いできなかった世帯である。

さて、具体的には表 1 は、生活保護を受給しているかどうか及び就業しているかどうかを基礎に、A 層（生活保護受給・非就業層）、B 層（生活保護受給・パート就業層および非生活保護受給・非就業層）、C 層（非生活保護受給・フルタイム就業あるいはパートタイム就業層）と分類してみたものである。その意図の一つは、さしあたって各 A 層、B 層、C 層にもさまざまな世帯を含みつつも、いわば貧困の世代的再生産に関わる（と推測される）関連指標を、該当する場合に 1 ポイントとして単純に加算してその平均を出してみるとどうなるか、といったことを含んでいる。この点からすると、結果的にはそれぞれ 14.0 ポイント、9.6 ポイント、4.5 ポイントとなっているように、その差は A 層、B 層、C 層ではそれぞれかなりの格差がある。単純に言えば、いわばポイントが高いほど、貧困の継承の度合いが高いと言うことになる。

もちろんそれぞれの項目の判断の仕方には厳密には問題があるが、さらにこの表からいくつかの特徴が読みとれる。

①現在の生活保護受給と就業及び健康状況からみれば、C 層には少なくとも「健康問題」は見られない。これに対して A 層はほとんど健康上の問題を抱えている。

②学歴は A、B 層を中心に低く、かなりの中卒者、高校中退者を含み、それは本人及び（もと）夫も共通する特徴である。そして結婚前の就業も、とくに夫の側に不安定と判断され

る事例が多く、その点 C 層が相対的に安定していたと判断される就業形態をとっていたことと対比的である。

③結婚、離婚、再婚といった点について見ると、早期結婚（女性 19 歳以下、男性 21 歳以下で結婚の場合）は、全体で 8 例のうち 6 例は A 層から、「結婚に反対あるいは困難あった」については、全体 12 例うち A 層は 7 を占め、「結婚式を挙げていない」例は、全体で 9 例うち A 層は 7 例を占めている（C 層はゼロ）。また結婚前の妊娠あるいは子連れ結婚は、C 層までも含んで 14 例である。注目しておきたいのは、先に調査した A 市においても、「結婚式を挙げていない」は相当数に上っていた現実である（27 世帯中 16 世帯、約 60%）。もちろん、例外的にあるいは意識的に「結婚式を挙げない」といったことは社会にはあるが、この場合は意味が違ふと考えるべきであろう。すなわち、この事実そのものが、人生の出発点から「不利」を背負ったことを象徴するように思われるのである。離婚の原因は、女性の側からしか聞いていないのでバイアスがかかっていると見るべきだが、圧倒的に夫側の借金問題（部分的には妻側も含む）や暴力である。なお再婚後の離婚は 6 例となっているが、内容については後述する。

④本人の実家の職業、経済状況、あるいは離婚経験、兄弟・姉妹数などを見ていくと、全体で 19 例が実家の職業は不安定就業であったと推測され、「経済的困難あった」と回答したのは 15 例である。このうち A 層は 13 例のうち 12 例が「不安定な就業」で、「経済的に困難であった」は 10 例である。なおはっきりと生活保護の経験があるとしたのは 3 例である。親の離婚経験があるのは 8 例である。兄弟姉妹多いが 6 例、その他家族問題（暴力、病気がち等）が 18 例である。いずれにしても A 層、B 層を中心に、実家の家族は「不安定・脆弱・解体」といった言葉が当てあまるような状態あったと判断される。（もと）夫側の実家の状況に関しては、間接的な情報であり、不明も含む（そのことがまた夫婦としての関係上の問題を示唆している）ので問題があるかと思われるが、似たような状況が見られる。

⑤子どもの健康状況、不登校、非行などの経験、あるいは子どもが多い、父親が違う子どもがいるなどで見ると、気になるのはこの中に「障害を持つ子ども」が 5 例も含まれていること、また健康上問題を抱えている場合が A 層を中心に多いことである。これもまた別調査の A 市の場合と一致する。なお不登校・非行経験 7 例、多子・異父などは 4 例となっている。いずれにしても、後述するように、問題はすでに多く発現してきているのが目立っている。

このように表面的であるにせよ回答された「事実」を並べてみても、生活保護受給母子世帯の多くは、親の世代もまた、妻側のみならず夫側の親も、そのほとんどは不安定就業階層あるいは貧困・低所得階層に位置していたことが推測される。さらにまた、その孫の世代も困難な生活を継承させていくことが見通しされる。

もちろんここで見ているような貧困・低所得の状況から「脱出」する事例は多いであろう。しかし、やはり注目しておきたいのは、近年のアメリカの貧困研究の成果が、貧困の

世代間継承は、子どもがいくつの時、どれくらいの長さで貧困な状態におかれていたか、そのコミュニティの環境はどうであったかまで進んでおり、とりわけ乳幼児期の貧困状態の継続がその後に影響を大きく与えていくということが明らかにされていることを考慮すると6)、ここに見る事例の多くの将来がやはり危惧される。

2 貧困・不利の世代的再生産の諸側面と連鎖の構造

貧困の世代的再生産あるいは継承、その言い方と内容の強調点は異なっているが、いずれにしてもこれらは世代間における、たとえば P.ブルデュアの言う経済資本、文化資本、社会資本7)、あるいは J.コールマンの社会資本の世代間移転8)といった指摘などに関わっており、さまざまな側面と段階で何らかの「家族資本」の移転が「行われた」、あるいは「行われなかった」ことなどの帰結でもある。それは「プラス」「マイナス」といった両側面があるといえるが、たとえここでの事例では「マイナス」が圧倒している場合が多いにしても、実際何がどれだけ影響していくかの測定は難しく、議論のあるところでもある。とくにこの議論に関わっては、論者の視点や強調点は多様であり、それぞれがそれぞれの意味を持っている9)。ここでは、そのことを前提に、もう少し詳しく世代的再生産（移転・継承）の諸断面を分析していくこととしたい。

(1) 健康と教育の移転（「人的資本」の基礎）

1) 母親と子どもの健康状況

先に見たように、まず注目したいのは、生活保護受給者の場合、ほとんどの母親が健康上の問題を訴えていることである。生活保護の受給条件でもある健康状況からすれば、当然でもあるといえようが、気になるところである。また先に示唆したように、子どもの健康も問題が多い。具体的に列記してみよう。

- ・ 母親：「歯が悪くなって顔が腫れた、歯医者に行っている」（歯の色がグレー）、子ども：長女8歳「咳をよくする、カビか埃かよくわからないが」、次女2歳「ファロー症候群、生まれてすぐ産婦人科で異常が見つかり2ヶ月入院、その後別の病院で手術、右心室肥大、心不全の危険がある、まだ歩けず、話せない」（事例2）
- ・ 母親及び子ども：「喘息もち、本人はだいぶよくなったが、子どもたち（11歳、7歳）は吸引器を持ち歩いている」（事例3）
- ・ 子ども：次男6歳「突然ねぼけて泣き出す癖があり」、長男8歳「転校したときは3ヶ月ほど不登校だった、黙って帰ってきて家にいた」「働いて留守の時、子どもの火遊びで火事騒ぎに、消防車が来たことがあった」（事例4）
- ・ 母親：「ストレス、精神的に胃に障害があり、病む」（事例5）
- ・ 母親：「疲れやすい、C型肝炎、3ヶ月に一度通院し血液検査」、子ども：長女13歳「ダ

ウン症で養護学校に」(事例 6)

- ・ 母親：「消化不良、胃炎になりがち」、子ども：長女 7 歳「自家中毒、精神的に弱く、状況が変わるとすぐ戻ってしまう」、三女「たまに嘔吐がひどくなる」(事例 7)
- ・ 母親：「6, 7 年前の衝突事故の後遺症による頭痛、肩こり」、子ども：長男 3 歳「小児喘息。よく病気がちで、職探しをしようとするのでなかなか働けない」(事例 8)
- ・ 母親：「昔からヘルニア、良くなったり悪くなったりの繰り返し」(事例 9)
- ・ 母親：「離婚直後から調子が悪くなり、一昨年から神経内科で 2 週に 1 回カウンセリングを受けている。また循環器(腎臓)にも 4 週に 1 回通院」(事例 10)
- ・ 子ども：「アトピーと喘息」「上の子ども 2 人(20 歳、16 歳)はいろいろあって不登校だった。中 3 の頃はほとんど学校に行っていなかった」「その子たちの仕事がないことが悩みです」(事例 11)
- ・ 母親：「糖尿がある。首の骨がずれて現在リハビリ中」、子ども：長女 8 歳「あまり丈夫でない、気管支が弱い、喘息、アレルギー-鼻炎などでちよくちよく病院に」(事例 12)
- ・ 母親：「この 5, 6 年胃潰瘍が治らない、ひどい貧血、首・膝・腰で整形外科にも」、子ども：長男 13 歳「熱が出やすく頭痛をよく起こす、学校休みがち」(事例 13)
- ・ 子ども：「長男は高校合格したが父のところへ働きに、長女は高校でスキーをやって腰を痛め中退、次女は洋裁学校中退、次男も高校 5 ヶ月で中退(糖尿病で入院したことがある、本当は通院必要なのだが)・・・全員中退ばかりしている」「12 歳の三男が知的障害で養護学校に行っており、心配だ」(事例 14)
- ・ 母親：「腰が痛い(ヘルニア)、今年の 2 月から 3 月に通院していた、股関節にも痛みがある。また 2, 3 年前、甲状腺で入院を繰り返していた。」、子ども：長女 10 歳、次女 9 歳「生まれつきのアレルギー、喘息がある」(事例 15)
- ・ 子ども：次男 7 歳「保育園で保母から言葉の遅れを指摘され『ことばの学校』に通っていた。今な普通学級だが、理解力が他の子に比べてないと感じる」(事例 17)
- ・ 母親：「精神神経科に、4 月から悪化、今は落ち着きつつある」、子ども：長男 10 歳「1 歳半検診時に自閉症の気があるといわれた・・・今年の夏休みまで悩んでいた。今はない」(事例 16)
- ・ 母親：「ヘルニア」(事例 18)
- ・ 母親：「疲れると甲状腺がはれる、月 1 回、血液検査を受けている」、子ども：長男 19 歳、長女 13 歳「偏頭痛持ち、夜に痛くなって泣くこともある。体温を測ると低い。朝や学校に行っている間は大丈夫。どうしてかわからない」(事例 21)

以上のような状況から推測されるのは、経済的に貧困な状態におかれているだけでなく、離婚という人生上の困難を背負った、母親の身体的・精神的健康の問題、及び住宅環境(この場合は、圧倒的に高層形式の狭い公営住宅)、そして日常的なケア・栄養状況などの問題

の存在である。ここではこれ以上は触れない。しかし、子どもの喘息などに代表される病気や高校中退など、ほとんど筆者の知る限りでの、アメリカの貧困層の子どもの健康状況や就学状況と同じであることは強調しておきたい 10)。

(2) 教育の移転—子どものもの教育達成・学歴をめぐって—

すでに述べたように、一般に本人および(もと)夫の学歴は低く、中学卒業、高校中退者は A 層、B 層に多い。その意味では、後に触れる事実から判断しても、文化資本を代表するような家庭内での親による学習の「援助の力」は一般に弱いと考えられる。また何らかの費用のかかる家庭外での補完的援助としての塾や各種習い事なども、一般的には不利を免れ得ない。まず現状のわかる範囲での子どもたちの教育状況を、ここでは 15 歳以上、中学校卒業以上者に限定して見ておこう。

- ・ 16 歳長男 H 高定時制在学 (事例 6)
- ・ 18 歳長女私立高校卒業 (公立にいけなかった)、現在郵便局でアルバイト (事例 10)
- ・ 20 歳長男 1 年で定時制高校中退、現在アルバイト (現在後悔している)、16 歳次男勉強嫌いで中学卒業後フリーター (事例 11)
- ・ 27 歳長女高校中退、結婚して別居、26 歳長男中学卒業後別の市で働いている、23 歳次女市内で別居、洋裁学校中退後塗装の仕事を、16 歳次男高校 5 ヶ月で中退、現在職安で仕事を探している (事例 14)
- ・ 17 歳長女私立高校 3 年在学 (事例 20)
- ・ 16 歳長男私立高校 1 年在学 (事例 18)
- ・ 19 歳長男私立高校卒業、現在もと夫の紹介で同じ会社で働いている (事例 21)
- ・ 16 歳長男私立高校 1 年在学 (事例 26)
- ・ 16 歳長女公立高校 1 年在学 (事例 27)
- ・ 21 歳長女別の市で看護学校に在学、次女 19 歳別の市で介護福祉専門学校に在学 (事例 28)
- ・ 18 歳長男公立工業高校 3 年在学、長女公立高校 2 年在学 (事例 22)

見られるように、A 層を中心に中卒、高校中退あるいは定時制高校あるいは私立校に在学が多いのが目立っている。本州の大都市とは異なって、ここでの私立高校の位置は、公立高校入学が難しい場合が多いことを考えると、その多くは低学力問題とも関連していることは間違いない判断される (事実、子どもの学力状況に関する設問回答は表示していないがそのことを示している)。いずれにせよ、これだけからでも、すでに次世代の子どものかなりの部分に、人生上の困難が立ちふさがっていることが見える。

さて、では当の親たちはわが子の教育や学歴達成にどれほどの期待を持っているのか、またその準備状況はどうか。ここでは表 2 に整理してみた。

ここからいえるのは、まずそれぞれの家庭においては、それぞれの子育て努力がなされ、読み聞かせなども行われていたことが聞き取りの中でも見られた。しかし、子どもの習い事や塾などの経験は、もちろん子どもの年齢差を考慮してみる必要があるが、A層では「ない・なかった」、あっても「やめた」、あるいはその種類はそろばん、習字等が多く、B、C層にはスポーツ、音楽関係や塾などが見られる。とくに注目されるのは、子どもにどこまでの学歴を希望するかでは、A層のように比較的子どもの年齢が低い事例でも（それゆえに希望ははっきりしないと言えなくはないが）、「とりあえずは高校まで」「高校だけは」というように、そしてB、C層では大学なり、専門学校などの高等教育機関への進学希望が顔を出してくるよう、すでにそこには（ミドルクラスとの対比といった形ではないにしても）相当の差が見られることである。今日の日本で、とくに北海道での高卒求人倍率がゼロ・ポイント台に低迷している時代に、いったいどんな展望が描かれるのか。また子どもの進学等に関しての「金銭的困難」は当然のごとくほとんどの層が「感じている」としているが、それに対する準備では、A層などでは「考えたくもない」「学資保険かけられない」「蓄えられない」など、生活保護制度の学資保険をめぐる問題点などもあって、ほとんどこれまた将来を心配しながらも、何らかの行動を起こすことができないでいることが注目される。C層などの親が、あらゆる制度を使って乗り切りを図ろうとしている行動とまさに対照的である。

3 家族形成過程における不利の移転

すでに述べたように、多くの生活保護受給母子世帯においては、その人生の出発点において不利を背負っていること、それが「結婚式を挙げなかった」という事実象徴されている。それは、人生のメインストリームから、いわばずれた軌道上に最初からおかれたようなものかもしれない。このような事態、すなわち「家族形成の困難さ」「家族のもろさ」といったことを内包せざるを得ないのは、彼女・彼らが育ってきた家庭環境・基盤の脆弱性とその影響といったことにあると考えるのが妥当であろう。

(1) いわゆる実家の「職業」めぐる歴史的背景

表3はインタビューの中で、本人がわかる範囲で応えていただいた本人と（もと）夫の実家の職業・親の就業状況である。ここから見えてくるのは、本人の実家も、夫の実家も、B、C層の一部分を除いて、ほとんどが「不安定就業階層」として分類できそうな状態におかれていた現実である。すなわち、①A層を中心に、多くが安定した定職に就いていたとは言い難い状態（典型的には作業員、運転手、零細自営業など）の中に家族がおかれていたこと、②その中でまたかなりの部分が、炭坑産業、農業などからの転職経験者であること（したがって移動・流入組でもあること）、③先にも指摘したが、離婚経験世帯が相当数を占めていることから、実際には母子世帯として家計経済が成り立っていた事例が多いこと

こと、④安定していたと見られるのは、地元の大企業や国鉄などへの就業の場合に限定されていたことである。

むろん、このような経済的条件の基盤だけで不利が継承されるとはいえない。むしろそのことが、その後の子どもの生きる上でのバネになることもあろう。だが確実に、その中のある割合は再び不利なままに停滞的生活を余儀なくされていくと考えられる。そのことがすでに見た「子どもの進学状況」からも判断される。また次に見る「本人が20歳までの家庭の状況と経験」からは、より安定した就業先の確保の準備もないままに、彼女・彼らの実家からのいわば「強制的自立」が、それぞれ促されていたことが読みとれるのである。

(2) 母親たちの「20歳までの経験」とその影響

さて、本人および(もと)夫が「20歳までに経験したこと」として聞いた設問を整理したのが表4である(ただし夫の方は不明な部分も多いので表には掲載していない)。これによればA層13例のうち7例(54%)が離婚なり、父親の死亡を経験し、B層では7例のうち4例(57%)が離婚・死別を経験している。また「両親の喧嘩が絶えずあった」はA、B層に集中している。「経済的困難あった」も同様である(うち生活保護世帯3例)。すなわち、ここからいえるのは、調査母子世帯の母親が大人になる過程では、相当部分がいわば「家庭崩壊」に近い環境の中におかれていたことである。ここでは、不安定就業と経済的貧困が離婚や死別を促進し、また離婚や死別が貧困を促進したという点では「鶏と卵の関係」でもあろう。しかし、注目しておきたいのは、先にいわば「強制的自立」という言葉を使用したのだが、当然のことながら、不利な家庭環境が彼女たちの「早期に家を出る」という行為をほとんど十分な準備なしに促していった現実である。と同時に、わかる範囲で推測すれば、(もと)夫の側の「20歳までの経験」も似たような事例が多く、その組み合わせの中で人生を出発させざるを得なかったことである。

- ・ 「父はギャンブルで借金があり、暴力もあった。離婚後生活保護を受けていた。『子どもの行動に影響を与えるのは何だと思えますか』に対して、両親がそろっていること、・・・私の親も離婚して4人を育て」「夫の方も、両親は20歳過ぎてからだが離婚し、母親は身体障害者で生活保護を受けていた」(事例5)
- ・ 「貧乏ってことを子どもながらに考えていたことはなかった。でも大きくなるにつれて『こんな家出てやる』と思っていた。父がよく飲む人で狭い町でよく飲み歩いていた。飲んで父にいじめられた・・・当時はいやだった」(事例6)
- ・ 「1日に焼酎コップ3杯、喧嘩が絶えなかった。暴力はなかったけれど。見合いに乗ってしまったのも家庭から早く抜け出したかったから」「夫の方は、炭坑閉山後は年金暮らし、塵肺で金が入った。両親は仲が悪く喧嘩が絶えなかったと聞いている」(事例8)
- ・ 「父は飲むと酒乱というんですか、母親に暴力をふるったり。兄も飲むと親子喧嘩にな

って火をつけるとはいかなくても灯油をまきあったり、茶碗割ったり。小学校の頃から、それが始まると母と他のきょうだいと窓から抜け出して雪の中、裸足で近くの姉のところへ逃げたり。何でうちだけがとっていましたよ。・・・子どもには高校に行ってほしい。私は親の家から早く出たかった。そこから抜け出したい状態で寮付きの仕事を見つけて働きましたからね」「夫の方は、本当の父は彼が小学校に上がる頃にガンでなくなっただけ。だから今の父親は叔父に当たる人。籍は入れていないみたいだけど。夫はわがまま放題の人だった。ばあちゃん子ですごくかわいがられて育つたみたい。母親は草刈り機で草刈る仕事してたみたい」(事例 9)

「中学生くらいから部屋にこもって友だち呼んでたまり場になっていた。母親とは話をしたが父親とはご飯の時間をずらすくらい話をするのがいやだった。両親は本人が妊娠した17歳の時、兄の就職が決まるまで待って離婚。母親はそれまで『我慢すると』言っていた。離婚の原因は父の考え方が幼稚、怒るとすぐものを投げていた」「夫の方は、お母さんが借金を作って逃げていってしまったらしい。そのほかのことは何もわからない」(事例 15)

- ・ 「父はけっこう遊んでいた。母親は一生懸命働いていた印象。父親のサラ金が原因で離婚し、本人が小学校6年生から中学にかけて一時的に生活保護を受給していた」「夫の方は、父はずっと結核で入院、母親はずっと前に離婚していなかった。両親とも再婚していてとても複雑。その話を夫から聞いたのは上の子が小1の時初めてだった」「『将来子どもさんに期待することは何ですか』に対して、自分みたいになってほしくない。自分がしたいやな思いと同じ思いはしてほしくない。親になったとき自分の家庭を投げ出してしまおうとか、離婚してほしくない」(事例 17)
- ・ 「父は今どうしているかまったくわからない。喧嘩していたのはよく覚えている。見ていられないくらいの喧嘩。父はよくお酒を飲む人で借金もあった。女の人もいたみたい。・・・喧嘩が始まると私は弟たちを外に連れて行って遊ばせていた。おじいちゃんとおばあちゃんも仲良くなかった。おばあちゃんはよく家を空けていた。私たちが行っても『よく来たね』と、だいたいおじいちゃんが迎えてくれた」(事例 1)
- ・ 「実の父は5歳くらいの時(記憶なし)、暴力と女遊びが原因で祖母が別れさせたと聞いている。実の母親は再婚したが死亡。その後義理の父と弟と住んでいたが、家を出て叔母のところに行った。義理の父は年に2, 3回は暴力をふるった。唇を切ったこともある。」(事例 21)

それぞれが育った家庭環境がその後の人生にいかに関与していくかは、そう簡単に明確な法則が把握できるほど単純ではないのが現実であろう。しかし、ここからは、貧困、及び借金と暴力、家庭内における疎外状況、こういったことが母親に大きな影響を与え、また自らその「繰り返し」に悩み、子どもがさらにまた「繰り返すかもしれない」として心配している姿が浮かんでくる。そして実際、次のように似た現状が繰り返されているので

ある。ほとんどが同じような状況でもあり、多くは事例を挙げる必要はないが、いくつか挙げておきたい。

- ・ 「離婚の原因はいっぱいある。まず障害のある子について『おれは知らない』と。・・・今で言う虐待もあった。夫も子どもの時、父親からやられていたみたい。結婚当時すでにギャンブル好き、お酒好きだったので、子どものミルク代も買えない状態だった。長男は小学校の時荒れていた。父親を憎んでいたみたいで・・・キリストじゃないけど十字架で死んでいる絵を描いたんです。中学2年の時ひどかった。学校に行かなくなって、自転車盗んだり、たばこ、酒、バイクに乗っていたこともあった。長女は今のところないが心配はある」(事例6)
- ・ 「借金は500,600万くらいはあったと思います。言葉のうまい人だったから私がかまされたんですね。つわりがひどかった時でも、全然冷たかった。自分の父親が酒乱だったので、酒乱とはつきあわないと思ってきて・・・飲めない人だったが、やっぱりダメでしたね・・・上の子が反抗期で口が悪くて。今、テレビで虐待だ何だと言ってますけど、うちは虐待状態ですから。体は小さいけど力はあるんですよ・・・叩こうとしても逃げる。何度言っても聞かないんですよ。私も小さい頃そうだったんだけど。子育ての自信はありませんね。子どもには将来手に職を持ってほしい、私みたいに仕事がないというようにならないように」(事例9)
- ・ 「妊娠中に殴られたことがあった。ちょっとしたきっかけでブツンとくる。普段は優しいのだが。上の子がやっと一人で座ってスプーンでご飯食べられるくらいになったとき、ご飯をちょっとこぼした。そのとき子どもの頭を壁にたたきつけた。そのときはとっくみあいになった。夫の金遣いは、普段から何でも好きなものは買うというタイプで、収入は28万くらい入ってきていたが、生活できる状態でなかった。自分が知らないうちにカードでゲームの機器やカセットを買っていた。・・・子どもたちは仲はいいがよく喧嘩をする。あんまりうるさいと、『それ以上したら殴るよ』と言う。子育ての自信は『こればかりはないね』と。子どもの教育に関しては成り行きに任せている。学校に行くにこしたことはないだろうけど、・・・中卒でもちゃんと働くならそれでいい」(事例15)

(3) 離婚時における実家の援助

ところで、母子世帯が増加傾向にあるとはいえ、現段階においてはなお「両親世帯」が一般的な家族形態として考えられ、ほとんどの法制度あるいは道徳的規範といったことは、そのことが前提となっている。その限りにおいて、母子世帯であること自体がさまざまな不利を免れないのが現状であり、たとえ社会階層的に上位に位置する母子世帯さえ、他の研究では、実家の援助によって、かろうじてその生活を維持されていることが明らかにされていることから11)、圧倒的に多くは社会的な不利な階層として再生産されていること

は間違いない。実際、いくつかの大規模調査や統計は、そのことを明らかにしている 12)。

このことはたとえば、本人たちの離婚時の親からの援助の有無、あるいは現在の親のおかれている状況に典型的に反映されている。すなわち、表4によれば、離婚時には確かに本人の実家に一時的に身を寄せていた事例がかなり見られ、また金銭でなくとも物的な援助、子どもの世話といった援助がある。しかしそれでも（妻側の実家でさえ）、調査世帯中7、8例は「なかった」と回答している。そして夫側の実家からは「なかった」が圧倒的多数を占めている。結婚時も結婚式を披露することなく、そして離婚時も実家からさえも援助がなく、困難な事態を迎えてきた世帯が「層」として存在していることが読みとれる。

彼女たちの人生は、離婚という面では精神的にプラスになった、あるいは後に見るように、経済的にさえ生活保護などによって「安定」してきたのは事実であるにせよ、人生の大きな岐路において、ある部分はまったくその不利を自分の親からも「埋められていない」のである。一般に母子世帯の現状は、親からの援助それ自体がなおかつ相当の影響を持ってそれぞれの社会階層性が規定されているのではないかとも思われる。その中で、たとえば大都市近郊の母子世帯で親が離婚後にマンションや一戸建て住宅を買い与える、あるいはそこまでなくても金銭的に相当な援助を与えて住宅を確保させるなどの事例から比較すると、ここでの生活保護に頼る（A、B層などの）彼女たちの生活は、雲泥の差の例証といえよう。

4 調査世帯の経済状況とネットワークに見る不利の構造の現段階

(1) 現在の経済状況の形成

親という「過去」の世代から貧困・不利な状況が規定され、またさらに自分の子どもの世代にも規定的に影響を与えていく姿を垣間見てきた。次に現状での、母子世帯の経済・就業状況の特徴と問題点、そしてそれを規定している諸条件について検討しておきたい。まず結婚前、結婚時、結婚後、離婚時、離婚後、そして現在までの主な生活上の変化について表5にまとめてみた。

彼女たちの結婚前の職業・就業の不安定性についてはすでに指摘したが、具体的に見ると、C層に見られる銀行員、幼稚園教諭、経理事務、またB層に見る特別養護老人の介護職、バスガイド、事務職などを除いては、飲食店・日雇いの仕事、各種パートなど文字通り不安定な職種と考えられるものが多い。しかし、彼女たちの現在おかれている状況を評価するとき、同時に、結婚前と結婚後、そして離婚前後から現在まで、それぞれの局面でどんな特徴的な変化を伴っていたかを見ておくことも必要である。ここからは以下の諸点が注目される。

①結婚後の妊娠等に伴って、また夫の意向によって、ほとんどが仕事の継続を断念、うち切っている。もっともこのこと自体、通常見られることであることからすれば、問題はないともいえる。しかし、生活の困難がおそらく結婚継続時においてもあったであろうし、

それほど安定した未来が展望されていたとは考えにくいことからすると、この結果自体は、やはり階層的には不利な家族における夫婦関係においてむしろジェンダー感覚が強いことの表れともいえる 13)。

②離婚直前の生活はほとんどが「不十分」「きわめて不十分」とし、「十分維持できた」「まあ良かった」が合計で6例と少ないのは、ほとんどの離婚原因が借金問題にあったことからすれば当然である。なお離婚直後の生活水準に関する設問では、当然何も援助等がなければ「下がった」がほとんどを占めるようにも推測されるが、「上がった」「下がった」「変わらなかった」が混在しているのが特徴となっている。これは、次の設問「現在の生活水準」に関して聞いた結果とも関わったことでもあるが、生活保護受給がすぐ可能であったどうか、また離婚したことによる「借金地獄」から逃れられたことの精神的のみならず金銭的にも低いなり「余裕」が意識変化をもたらし、それらが大きく左右しているとも考えられる(事例6,7など)。

③なお「現在の生活水準」は、A層とB層では「上がっている」が全体20例のうち12(60%)、C層では8例のうち「上がっている」が2例、「安定してきた」が2例(両者で50%)となっている。はっきりと「下がっている」としているのは全体で7例(25%)である。このことは、もともと階層的に高い、生活が安定していた世帯の離婚世帯は含まれていなかったこと、離婚前の貧困・不安定な生活状況・精神状況との対比での「安定性」の感情の拡大、自分で家計をコントロールできる確実性などといったことと関わっている結果と思われる。

④「あなたの生活は次のうち(上流、中の上、中流、中の下、下)どれにはいると思いますか」という設問に対して、A層ではほとんどが「中流」と回答し、むしろC層において「下」と回答しているのが8例のうち3例、「中の下」を入れると4例と半分となり、安定層において「下」の回答率がもっとも高くなるという逆転現象が起きていることが興味深い。その意味は、これまでの生活があまりに不安定で低い水準であったことから、現在は毎月の保護費支給で「安定」している、公営住宅の周囲の家庭の生活水準を同じように感じている、あるいは「下とは考えたくない」(事例5)、「今が一番だから」(事例15)などさまざまな理由があるようである。

だが調査者側の意識からすれば、その実態は明らかに多くが社会的・経済的に「困難層」に属すると考えるのだが、その(調査者と被調査者との間)「ギャップ」は大きい。これをいかに解釈するかは、先のA市での調査結果とも併せて、あらためて検討の余地が残されている 14)。なおこの点に関しては、それぞれ以下のような多様で、興味深い回答が寄せられている。

- ・ 「ちょっとわかんないけど」(事例2)
- ・ 「仕事をしていれば『中流』、していなければ『下』、生保でなく、働いても、現在の生活以下になるかもしれないけど、『働いている』ということで中流に思えて、働いてい

なければと思う」(事例3)

- ・ 『『下までは行かないと思う』、『下』というのは、食べるのがやっと言うイメージ』(事例4)
- ・ 『『下』とは考えたくない』(事例5)
- ・ 「息が楽になった分」(事例8)
- ・ 「普通これだけの人数を抱えている人の中では中流だと思う」(事例11)
- ・ 「ダイエーのチラシ見て、安いものチェックして、自転車で走り回っている」(事例12)
- ・ 「食べるにはぎりぎり、子どもは育ち盛りだから、切りつめてやっているけど。欲言えばキリないし、上見ても下見ても」(事例13)
- ・ 「最高、いろんなことがあったから。今が一番いいんじゃないか」(事例15)
- ・ 『『下』でもつらいわけではないし』(事例20)
- ・ 「やっぱり子どもにはひもじい思いをさせているので働きたい、月8,9万円でも」(事例1)
- ・ 「精神的には楽、上の上」(事例18)
- ・ 「これからはい上がりたい」(事例24)
- ・ 「もうちょっと頑張らないと。食わせて着せてギリギリ。大きいの2匹抱えているからね。中流って言うのはさー、年に一度でも二度でも旅行行ったり、海外行ったりするんじゃないの。うちは旅行行く余裕ないもんね。借金がないだけがせめてもの救い」(事例19)

まさに、「貧困」「階級・階層」といったわれわれの日頃使用する概念と、当人たちの「主体的な」意識や観念とのギャップ、あるいは当人たちの多様なとらえ方が興味深い。そのことはともかく、表6からも明らかなように、A、B層は生活保護費と児童扶養手当などを中心に(プラス若干の養育費)、そしてC層は自らのフルタイム労働と児童扶養手当によって生計が維持されている。だが一般に母子世帯の「自立」基準が400万円前後だといわれていることからすると、一部を除いてほとんどが、その水準以下で生活していることは厳然とした事実である。今後これらの母子世帯がどのように経済的自立を果たしていくか、その将来は容易なことではないであろう。

とくに、フルタイムの仕事の確保に関しては聞き取りの不十分さがあるが、また調査対象の偏りの問題があるが、結婚前なりその後にも比較的安定した仕事についていた場合、何らかの資格を持っていた場合、積極的に行動した場合など、さまざまだが情報収集力、それを利用する力、いわゆる「コネクション」の利用など、すでに存在していた就業上の安定度の格差は超えられないまま継続していることが読みとれる。ここでもまた、とくに仕事の確保に関わった公的介入の弱さが指摘されねばならない。

(2) 援助ネットワークの現況